

国保・後期高齢者被保険者資格確認書等を更新します

◎マイナ保険証

国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、紙の健康保険証は令和6年12月2日に新規発行を終了しました。

マイナ保険証（健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）を保有している人は、医療機関等を受診する際にはマイナ保険証をご利用ください。

◎新しい「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を郵送します

現在お持ちの国民健康保険証などは7月31日が有効期限です。年齢やマイナ保険証の登録有無によってお送りするものが異なります。新しい資格情報のお知らせ等は7月末に郵送します。書類が届いたら、内容をご確認ください。

■国民健康保険

▶マイナ保険証をお持ちの人・資格情報のお知らせ

▶マイナ保険証をお持ちでない人・資格確認書
※負担割合判定の対象となる70歳から74歳までの方は負担割合が記載されます。

■後期高齢者医療資格確認書

75歳以上の人と、一定の障がいがあると認定された65歳以上75歳未満の人（後期高齢者医療広域連合から認定を受けている人）

◎福祉医療費受給者証も更新します

子ども、ひとり親家庭、寡婦、重度心身障がい者の福祉医療費受給者証は7月31日が有効期限です。8月1日からの新しい受給者証は7月末に郵送します。有効期限が切れた福祉医療費受給者証は各自で破棄してください。

◎重度心身障がい者の対象者を拡充します

令和7年8月から精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人が助成対象となります。

◎国保・後期高齢者医療限度額適用認定証は手続きが必要です

手術や入院の際に必要な「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、申請により交付しています。必要な場合（入院中または入院予定の人など）は新しい資格確認書を持参のうえ、8月1日以降に住民課窓口へ申請してください。

マイナ保険証を利用すれば、事前の申請は不要で、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。マイナ保険証をぜひご利用ください。

◎医療費助成に係る適正受診のお願い

金ケ崎町では、高校生年齢（18歳到達後初めて迎える3月31日）までの子ども、ひとり親家庭、重い障がいのある人などが、病気やケガをしたときに安心して病院などを受診していただけるよう、保険診療の医療費自己負担額の助成をしています。しかし、医療費は年々増加傾向にあるため、限られた財源を有効に活用できるよう、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

■適正な受診のために

▶かかりつけ医を持ちましょう

かかりつけ医とは、健康に関する相談ができ、必要なときは専門の病院を紹介してくれる身近な医院やクリニックの医師のことです。体調が悪くなったら、まずはかかりつけ医に相談しましょう。

▶ジェネリック医薬品を活用しましょう

▶医療費が高額になる場合は限度額適用認定証受給者証を使用する場合でも、入院などにより医療費が高額になるときは、限度額適用認定証の利用をお願いします。

☎ 住民課（内線 2121・2126）



金ケ崎をもっと好きになれる

金ケ崎町役場職員採用募集

<令和8年4月1日採用>

第1次試験日 9月21日(日)

金ケ崎町 職員採用 検索

受付期間:7月15日(火)から8月19日(火)

詳しくは町ホームページでご確認ください

試験職種:一般行政・一般行政(障がい者)

臨床検査技師・建築技師



〒029-4592 岩手県胆沢郡金ケ崎町西根南町22-1

☎ 金ケ崎町総務課職員係（内線 2315）